

合意書

国立病院機構南岡山医療センターと 保険薬局：_____は、
院外処方箋における疑義照会の運用について、下記の通り合意した。なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように、十分説明の上同意を得てから行うものとする。

記

1. 院外処方箋における疑義照会の運用について

「院外処方箋における疑義照会簡素化のプロトコル」（別紙）の内容については、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、処方医への問い合わせを不要とする。但し、これは必要に応じての疑義照会や法令順守の立場を妨げるものではない。

【薬剤師法第 23 条】

- 一 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。
- 二 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

2. 開始時期について

20____年____月____日から運用を開始する。

3. 合意の解除、内容の変更について

合意の解除、内容の変更については、必要時協議を行うこととする。

以上

20____年____月____日

住所 岡山県都窪郡早島町早島 4066

名称 国立病院機構南岡山医療センター

代表者 院長

印

住所

保険薬局

代表者

印